

海事代理士試験規程の一部改正について

平成16年5月
海事局総務課

1. 現行制度の概要

海事代理士の業務は、海事代理士法(昭和26年法律第32号。以下「法」という。)第1条に規定されており、他人の委託により、国土交通省の機関等の行政機関に対し、船舶安全法(昭和8年法律第11号)、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)、船員法(昭和22年法律第100号)、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)等の海事関係諸法令の規定する船舶、船員、海技免状等に関する申請、届出、登記その他の手続をし、及びこれらの手続に関する書類を作成することとしています。

新たに海事代理士としてこれらの業務を行うには、一般法律知識や海事に関する法令についての専門的な知識を有している必要があることから、法2条第1号の規定により、海事代理士試験に合格した者に対して海事代理士となる資格を与えることとされています。試験は、法第5条の規定に基づき行っているところであり、試験の内容及び方法については本省令(昭和26年運輸省令第81号)において定めています。

2. 改正の背景

今般、本国会において国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成16年法律第31号)が成立し、海事代理士が行う業務として、法別表第2に同法が追加されました。また、本国会において審議中の海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律案が成立した場合、同様に、海事代理士が行う業務として、法別表第2に船員職業安定法(昭和23年法律第130号)及び内航海運業法(昭和27年法律第151号)が追加されることとなります。したがって、海事代理士試験の試験科目としてこれらの法律を追加する必要があります。

3. 改正の概要

筆記試験科目の対象として本省令第2条第2号に掲げる法律として、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律、船員職業安定法及び内航海運業法を追加します。

4. 今後のスケジュール(予定)

公 布： 平成16年6月下旬

施 行： 平成16年7月1日(ただし、船員職業安定法及び内航海運業法関係の追加関係の改正については平成17年4月1日)